

条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準の一部改正に係る新旧対照表

改 正 前	改 正 後																																														
<p>条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準</p> <p style="text-align: center;">〔平成19年6月6日〕 〔総務第234号〕</p> <p>〔沿革〕平成19年6月6日付け総務第234号制定、平成20年1月16日付け総務第930号一部改正、平成21年5月14日付け総務第139号一部改正、平成21年12月7日付け総務第836号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1211号一部改正、平成23年9月1日付け総務第111号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第301号一部改正、平成25年12月3日付け総務第234号一部改正、平成28年4月26日付け総務第34号一部改正、平成29年3月29日付け総務第204号一部改正、平成30年3月23日付け総務第195号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和3年3月8日付け出務第340号一部改正、令和4年3月25日付け出総第365号一部改正、令和4年12月16日付け出総第266号一部改正、令和6年3月4日付け出総第248号一部改正</p> <p>第1～第10 〔略〕</p> <p>別紙1～別添3-2 〔略〕</p> <p>別紙4</p> <p style="text-align: center;">施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 施工実績要件及び技術者資格要件等の基本的な考え方</p> <p>施工実績要件等については、工物品質確保等の観点から当該工事に必要な施工実績等を求めるものである。 なお、技術的難易度が比較的高くない工種や該当業種のほとんどの業者が実績を有していると認められる場合等は、施工実績要件等は付さないものとする。また、建築物に係る電気設備工事及び管設備工事において修繕工事等で構造要件等を付す必要がない場合は、構造要件等を付さないものとする。</p> <p>(1) 施工形態が単体である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">設計額</th> <th style="width: 15%;">5億円以上</th> <th style="width: 15%;">2億円以上 5億円未満</th> <th style="width: 15%;">1億円以上 2億円未満</th> <th style="width: 15%;">1億円未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">施工実績要件</td> <td>対象工事の施工数量の10分の6程度以上又は施工工法等の施工実績※1</td> <td>対象工事の施工数量の10分の4程度以上又は施工工法等の施工実績※2</td> <td colspan="2">対象工事の施工数量の10分の3程度以上又は施工工法等の施工実績(ただし、簡易な工事を除く。※6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">技術者資格要件等</td> <td colspan="3">配置予定技術者資格 一級相当以上の資格及び監理技術者資格※3 (専任配置)</td> <td>付さない※4(専任配置※5)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配置予定技術者施工経験</td> <td colspan="3">1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工経験(ただし、1で要件を付さない場合は付さない。)※7、8、9</td> <td>施工経験要件は付さない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の8以上とする。 ※2 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の5以上とする。 ※3 特殊・専門工事等で下請を必要としない工事の場合は、一級相当以上の資格のみとする。 ※4 下請額が4千5百千円(建築一式工事は7千円)以上となる可能性が高い工事の場合は、一級相当以上の資格及び監理技術者資格を求めるものとする。 ※5 専任配置を求めるのは、設計額4千円(建築一式工事は8千円)以上の場合に限る。 ※6 簡易な工事とみなして施工数量の要件を付さない場合は、設計額2千5百万円未満の工事及び補修・補完・修繕等に係る工事とする。</p>		設計額	5億円以上	2億円以上 5億円未満	1億円以上 2億円未満	1億円未満	1	施工実績要件	対象工事の施工数量の10分の6程度以上又は施工工法等の施工実績※1	対象工事の施工数量の10分の4程度以上又は施工工法等の施工実績※2	対象工事の施工数量の10分の3程度以上又は施工工法等の施工実績(ただし、簡易な工事を除く。※6)		2	技術者資格要件等	配置予定技術者資格 一級相当以上の資格及び監理技術者資格※3 (専任配置)			付さない※4(専任配置※5)	配置予定技術者施工経験	1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工経験(ただし、1で要件を付さない場合は付さない。)※7、8、9			施工経験要件は付さない	<p>条件付一般競争入札における入札参加資格の設定基準</p> <p style="text-align: center;">〔平成19年6月6日〕 〔総務第234号〕</p> <p>〔沿革〕平成19年6月6日付け総務第234号制定、平成20年1月16日付け総務第930号一部改正、平成21年5月14日付け総務第139号一部改正、平成21年12月7日付け総務第836号一部改正、平成22年3月18日付け総務第1211号一部改正、平成23年9月1日付け総務第111号一部改正、平成24年2月29日付け総務第273号一部改正、平成25年3月6日付け総務第301号一部改正、平成25年12月3日付け総務第234号一部改正、平成28年4月26日付け総務第34号一部改正、平成29年3月29日付け総務第204号一部改正、平成30年3月23日付け総務第195号一部改正、平成31年3月28日付け総務第236号一部改正、令和3年3月8日付け出務第340号一部改正、令和4年3月25日付け出総第365号一部改正、令和4年12月16日付け出総第266号一部改正、令和6年3月4日付け出総第248号一部改正、<u>令和7年3月25日付け出総第276号一部改正</u></p> <p>第1～第10 〔略〕</p> <p>別紙1～別添3-2 〔略〕</p> <p>別紙4</p> <p style="text-align: center;">施工実績要件及び技術者資格要件等の設定基準</p> <p>1 〔略〕</p> <p>2 施工実績要件及び技術者資格要件等の基本的な考え方</p> <p>施工実績要件等については、工物品質確保等の観点から当該工事に必要な施工実績等を求めるものである。 なお、技術的難易度が比較的高くない工種や該当業種のほとんどの業者が実績を有していると認められる場合等は、施工実績要件等は付さないものとする。また、建築物に係る電気設備工事及び管設備工事において修繕工事等で構造要件等を付す必要がない場合は、構造要件等を付さないものとする。</p> <p>(1) 施工形態が単体である場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">設計額</th> <th style="width: 15%;">5億円以上</th> <th style="width: 15%;">2億円以上 5億円未満</th> <th style="width: 15%;">1億円以上 2億円未満</th> <th style="width: 15%;">1億円未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">施工実績要件</td> <td>対象工事の施工数量の10分の6程度以上又は施工工法等の施工実績※1</td> <td>対象工事の施工数量の10分の4程度以上又は施工工法等の施工実績※2</td> <td colspan="2">対象工事の施工数量の10分の3程度以上又は施工工法等の施工実績(ただし、簡易な工事を除く。※6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">技術者資格要件等</td> <td colspan="3">配置予定技術者資格 一級相当以上の資格及び監理技術者資格※3※10 (専任配置)</td> <td>付さない※4(専任配置※5)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">配置予定技術者施工経験</td> <td colspan="3">1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工経験(ただし、1で要件を付さない場合は付さない。)※7、8、9</td> <td>施工経験要件は付さない</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の8以上とする。 ※2 特殊・専門工事で施工難度が高い場合は、施工数量を10分の5以上とする。 ※3 特殊・専門工事等で下請を必要としない工事の場合は、一級相当以上の資格のみとする。 ※4 下請額が5千円(建築一式工事は8千円)以上となる可能性が高い工事の場合は、一級相当以上の資格及び監理技術者資格を求めるものとする。 ※5 専任配置を求めるのは、設計額4千5百千円(建築一式工事は9千円)以上の場合に限る。 ※6 簡易な工事とみなして施工数量の要件を付さない場合は、設計額2千5百万円未満の工事及び補修・補完・修繕等に係る工事とする。</p>		設計額	5億円以上	2億円以上 5億円未満	1億円以上 2億円未満	1億円未満	1	施工実績要件	対象工事の施工数量の10分の6程度以上又は施工工法等の施工実績※1	対象工事の施工数量の10分の4程度以上又は施工工法等の施工実績※2	対象工事の施工数量の10分の3程度以上又は施工工法等の施工実績(ただし、簡易な工事を除く。※6)		2	技術者資格要件等	配置予定技術者資格 一級相当以上の資格及び監理技術者資格※3※10 (専任配置)			付さない※4(専任配置※5)	配置予定技術者施工経験	1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工経験(ただし、1で要件を付さない場合は付さない。)※7、8、9			施工経験要件は付さない
	設計額	5億円以上	2億円以上 5億円未満	1億円以上 2億円未満	1億円未満																																										
1	施工実績要件	対象工事の施工数量の10分の6程度以上又は施工工法等の施工実績※1	対象工事の施工数量の10分の4程度以上又は施工工法等の施工実績※2	対象工事の施工数量の10分の3程度以上又は施工工法等の施工実績(ただし、簡易な工事を除く。※6)																																											
2	技術者資格要件等	配置予定技術者資格 一級相当以上の資格及び監理技術者資格※3 (専任配置)			付さない※4(専任配置※5)																																										
	配置予定技術者施工経験	1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工経験(ただし、1で要件を付さない場合は付さない。)※7、8、9			施工経験要件は付さない																																										
	設計額	5億円以上	2億円以上 5億円未満	1億円以上 2億円未満	1億円未満																																										
1	施工実績要件	対象工事の施工数量の10分の6程度以上又は施工工法等の施工実績※1	対象工事の施工数量の10分の4程度以上又は施工工法等の施工実績※2	対象工事の施工数量の10分の3程度以上又は施工工法等の施工実績(ただし、簡易な工事を除く。※6)																																											
2	技術者資格要件等	配置予定技術者資格 一級相当以上の資格及び監理技術者資格※3※10 (専任配置)			付さない※4(専任配置※5)																																										
	配置予定技術者施工経験	1で求める施工実績の2分の1程度以上の数量又は施工工法等の施工経験(ただし、1で要件を付さない場合は付さない。)※7、8、9			施工経験要件は付さない																																										

改	正	前																																																																																				
※7 橋梁の支間長など、構造物の機能・規格等に係る数量を要件とする場合は、技術者の技術力を確保するため会社に求める数量と同数量で設定するものとする。																																																																																						
※8 建築一式工事及び建築物に係る電気設備工事及び管設備工事の設計額2億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。																																																																																						
※9 海中工事（サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作（ドック使用）を除く。）の設計額5億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。																																																																																						
(2) [略]																																																																																						
注1) [略]																																																																																						
注2) 一級相当以上の資格とは、次の例を参考にする。																																																																																						
一級の資格	建設業の種類	同等以上の資格と認められるもの																																																																																				
1級土木施工管理技士	土木一式工事 舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建設機械施工技士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																				
	鋼構造物工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																				
1級建築施工管理技士	建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> 一級建築士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																				
1級電気工事施工管理技士	電気工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																				
1級管工事施工管理技士	管工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																				
1級電気通信工事施工管理技士	電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																				
<p>ただし、機械設備工事（機械器具設置工事業の許可を要するもの）、ボーリング工事（さく井工事業の許可を要するもの）及び消防設備工事について、上記例に基づき技術者要件を設定した場合に一級相当と認められる資格が「技術士又は国土交通大臣が認定した者」のみとなるため、例外として、建設業法第15条第2号ロに該当する者の配置を認めるものとする。この場合、入札公告に次のように明記すること。</p> <p>(例) 機械設備工事 ⇒ 機械部門の技術士又は機械器具設置工事業に関して建設業法第15条第2号ロ若しくはハに該当する者であること。</p>																																																																																						
注3)～注6) [略]																																																																																						
別添4-1 [略]																																																																																						
<p style="text-align: center;">技術者資格区分対応表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">中 小</th> <th rowspan="2">資格区分</th> <th colspan="13">建設工事の種類</th> </tr> <tr> <th>土</th><th>建</th><th>土</th><th>電</th><th>電</th><th>鋼</th><th>舗</th><th>し</th><th>塗</th><th>防</th><th>機</th><th>通</th><th>造</th><th>さ</th><th>水</th><th>消</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>001</td> <td>法第7条第2号イ該当</td> <td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td> </tr> <tr> <td>002</td> <td>法第7条第2号ロ該当</td> <td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td> </tr> <tr> <td>003</td> <td>法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)</td> <td>△</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>			中 小	資格区分	建設工事の種類													土	建	土	電	電	鋼	舗	し	塗	防	機	通	造	さ	水	消	001	法第7条第2号イ該当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	002	法第7条第2号ロ該当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	△	△		△	△	△						△			
中 小	資格区分	建設工事の種類																																																																																				
		土	建	土	電	電	鋼	舗	し	塗	防	機	通	造	さ	水	消																																																																					
001	法第7条第2号イ該当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																					
002	法第7条第2号ロ該当	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																					
003	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	△	△		△	△	△						△																																																																									

改	正	後																																																																																																		
※7 橋梁の支間長など、構造物の機能・規格等に係る数量を要件とする場合は、技術者の技術力を確保するため会社に求める数量と同数量で設定するものとする。																																																																																																				
※8 建築一式工事及び建築物に係る電気設備工事及び管設備工事の設計額2億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。																																																																																																				
※9 海中工事（サンドコンパクション・砕石コンパクション及びケーソン製作（ドック使用）を除く。）の設計額5億円未満の工事については、原則として技術者の施工経験要件を付さないものとする。																																																																																																				
※10 消防設備工事については、該当する資格が無いので一級相当以上の資格要件を付さない。																																																																																																				
(2) [略]																																																																																																				
注1) [略]																																																																																																				
注2) 一級相当以上の資格とは、次の例を参考にする。																																																																																																				
一級の資格	建設業の種類	同等以上の資格と認められるもの																																																																																																		
1級土木施工管理技士	土木一式工事 舗装工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建設機械施工管理技士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																																		
	鋼構造物工事	<ul style="list-style-type: none"> 1級建築施工管理技士 一級建築士 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																																		
1級建築施工管理技士	建築一式工事	<ul style="list-style-type: none"> 一級建築士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																																		
1級電気工事施工管理技士	電気工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																																		
1級管工事施工管理技士	管工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																																		
1級電気通信工事施工管理技士	電気通信工事	<ul style="list-style-type: none"> 技術士 これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者 																																																																																																		
<p>ただし、機械設備工事（機械器具設置工事業の許可を要するもの）及びボーリング工事（さく井工事業の許可を要するもの）について、上記例に基づき技術者要件を設定した場合に一級相当と認められる資格が「技術士又は国土交通大臣が認定した者」のみとなるため、例外として、建設業法第15条第2号ロに該当する者の配置を認めるものとする。この場合、入札公告に次のように明記すること。</p> <p>(例) 機械設備工事 ⇒ 機械部門の技術士又は機械器具設置工事業に関して建設業法第15条第2号ロ若しくはハに該当する者であること。</p>																																																																																																				
注3)～注6) [略]																																																																																																				
別添4-1 [略]																																																																																																				
<p style="text-align: center;">技術者資格区分対応表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資格区分</th> <th colspan="13">建設業の種類</th> </tr> <tr> <th>土</th><th>建</th><th>土</th><th>電</th><th>電</th><th>鋼</th><th>舗</th><th>し</th><th>塗</th><th>防</th><th>機</th><th>通</th><th>造</th><th>さ</th><th>水</th><th>消</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法第7条第2号イ該当(指定学科卒業+実務経験)</td> <td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td> </tr> <tr> <td>法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)</td> <td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td> </tr> <tr> <td>法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)</td> <td>△</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>法第15条第2号ロ該当(同号ロと同等以上)</td> <td></td><td></td><td>△</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td>△</td><td></td><td>△</td><td>△</td><td>△</td> </tr> </tbody> </table>			資格区分	建設業の種類													土	建	土	電	電	鋼	舗	し	塗	防	機	通	造	さ	水	消	法第7条第2号イ該当(指定学科卒業+実務経験)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	△	△		△	△	△							△				法第15条第2号ロ該当(同号ロと同等以上)			△						△	△	△	△		△	△	△
資格区分	建設業の種類																																																																																																			
	土	建	土	電	電	鋼	舗	し	塗	防	機	通	造	さ	水	消																																																																																				
法第7条第2号イ該当(指定学科卒業+実務経験)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																																				
法第7条第2号ロ該当(10年の実務経験)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																																				
法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	△	△		△	△	△							△																																																																																							
法第15条第2号ロ該当(同号ロと同等以上)			△						△	△	△	△		△	△	△																																																																																				

Table with columns for '改正前' and '改正後'. Rows list various construction tasks such as '1級型枠施工', '2級コンクリート圧送施工', and '1級鉄工・製罐'. Symbols like circles and triangles indicate status. A vertical label '職業能力開発促進法' is on the left.

Table with columns for '改正前' and '改正後'. Rows list various construction tasks such as '電気主任技術者', '1級型枠施工', and '1級鉄工・製罐'. Symbols like circles and triangles indicate status. A vertical label '職業能力開発促進法(注4)' is on the left.

※「県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き」より

※「県営建設工事競争入札参加資格審査申請の手引き」を参考

- (注) 1 「△」は、該当する建設工事の種類においてのみ有効。
2 「◎」は指定業種（5業種）の格付要件で「1級相当」に、「○」及び「△」は「2級相当」にそれぞれ該当するものであること。
3 資格名の右側に括弧書きで記載されている年数は、当該資格を取得するための試験に合格した後、法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数である。
4 職業能力開発促進法による等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。
5 登録基幹技能者は、別表の対応する工事種別に応じて申請。2級相当の技術者として扱う。

- (注) 1 「△」は、該当する建設業の種類においてのみ有効。
2 「①」「③」「⑤」の数字は、当該資格取得後、建設業法第7条第2号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数。
3 「◎」は指定業種（5業種）の格付要件で「1級相当」に、「○」及び「△」は「2級相当」にそれぞれ該当。
4 職業能力開発促進法による等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。ただし、平成16年4月1日時点で合格していた者は実務経験1年以上。
5 登録基幹技能者は、工事種別に応じて申請。2級相当の技術者として扱う。
6 職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号。以下「昭和48年改正政令」という。）による改正後の配管とするものにあつては、選択科目を「建築配管作業」とするものに限る。

改 正 前

改 正 後

別表

登録基幹技能者の対応表

※ 登録基幹技能者を技術者として記入する際の別添4-1において対応する建設工事の種類。

登録基幹技能者	対応する工事種別
登録電気工事基幹技能者	電気、通信
登録橋梁基幹技能者	とび、鋼構
登録造園基幹技能者	造園
登録コンクリート圧送基幹技能者	とび
登録防水基幹技能者	防水
登録トンネル基幹技能者	とび
登録建設塗装基幹技能者	塗装
登録機械土工基幹技能者	とび
登録海上起重基幹技能者	しゅんせつ
登録PC基幹技能者	とび
登録配管基幹技能者	管
登録鳶・土工基幹技能者	とび
登録切断穿孔基幹技能者	とび
登録エクステリア基幹技能者	とび
登録外壁仕上基幹技能者	塗装、防水
登録ダクト基幹技能者	管
登録グラウト基幹技能者	とび
登録冷凍空調基幹技能者	管
登録運動施設基幹技能者	とび、舗装、造園
登録基礎工基幹技能者	とび
登録標識・路面標示基幹技能者	とび、塗装
登録消火設備基幹技能者	消防
登録土工基幹技能者	とび
登録発破・破砕基幹技能者	とび
登録圧入工基幹技能者	とび
登録送電線工事基幹技能者	電気
登録さく井基幹技能者	さく井
登録あと施工アンカー基幹技能者	とび

別表

登録基幹技能者の対応表

※ 登録基幹技能者を技術者として記入する際の別添4-1において対応する建設工事の種類。

登録基幹技能者	対応する工事種別
登録電気工事基幹技能者	電気、通信
登録橋梁基幹技能者	とび、鋼構
登録造園基幹技能者	造園
登録コンクリート圧送基幹技能者	とび
登録防水基幹技能者	防水
登録トンネル基幹技能者	とび
登録建設塗装基幹技能者	塗装
登録機械土工基幹技能者	とび
登録海上起重基幹技能者	しゅんせつ
登録PC基幹技能者	とび
登録配管基幹技能者	管
登録鳶・土工基幹技能者	とび
登録切断穿孔基幹技能者	とび
登録エクステリア基幹技能者	とび
登録外壁仕上基幹技能者	塗装、防水
登録ダクト基幹技能者	管
登録グラウト基幹技能者	とび
登録冷凍空調基幹技能者	管
登録運動施設基幹技能者	とび、舗装、造園
登録基礎工基幹技能者	とび
登録標識・路面標示基幹技能者	とび、塗装
登録消火設備基幹技能者	消防
登録土工基幹技能者	とび
登録発破・破砕基幹技能者	とび
登録圧入工基幹技能者	とび
登録送電線工事基幹技能者	とび、電気
登録さく井基幹技能者	さく井
登録あと施工アンカー基幹技能者	とび
登録計装基幹技能者	電気、管、機械器具設置、通信
登録土質改良基幹技能者	とび
登録都市トンネル基幹技能者	とび
登録潜函基幹技能者	とび

- 7 昭和48年改正政令による改正後の鉄工とするものにあつては、選択科目を「製缶作業」又は「製造物鉄工作業」とするものに限る。
- 8 「第一級アナログ通信」及び「第一級デジタル通信」の資格者証又は「総合通信」の資格者証に限る。
令和3年4月1日以降に工事担任者試験に合格し、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程を修了し、又は総務大臣から同等以上の認定を受けたもので、その資格者証の交付を受けた後電気通信工事業に関し3年以上の実務の経験を有するものとする。
- 9 合格後、コンクリート工事に関し3年以上の実務経験を有する者。
- 10 合格後、とび工事に関し3年以上の実務経験を有する者。
- 11 合格後、土工工事に関し3年以上の実務経験を有する者。
- 12 合格後、土工工事に関し1年以上の実務経験を有する者。

改		正		前		改		正		後	
別添4-2						別添4-2					
建設業法における技術者制度						建設業法における技術者制度					
許可を受けている業		○指定建設業（7業種） 土木一式、建築一式、管工事、鋼構造物、舗装、電気、造園				○その他 左記以外の22業種					
建設業の許可制度	許可の種類	特定建設業		一般建設業		特定建設業		一般建設業			
	営業所に必要な専任の技術者の資格要件	一級国家資格者、国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者		一級国家資格者、実務経験者		一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者		一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者	
	元請工事における下請金額の金額合計	4,500万円以上 ※1	4,500万円未満 ※1	4,500万円以上は契約できない ※1		4,500万円以上	4,500万円未満	4,500万円以上は契約できない			
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者		主任技術者		監理技術者		主任技術者			
	技術者の資格要件	一級国家資格者、国土交通大臣特別認定者		一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者		一級国家資格者、実務経験者		一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者		一級国家資格者、二級国家資格者、実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある工作物に関する建設工事(※2)であって請負金額が4,000万円以上(※3)となる工事									
	資格者証の必要性	発注者が国、公共団体等の場合に必要		必要ない		発注者が国、公共団体等の場合に必要		必要ない			
※1 建築一式工事の場合は7,000万円に読み替える。 ※2 ①国又は地方公共団体が注文者である工作物に関する工事、又は②鉄道、道路、河川、飛行場、港湾施設、上下水道、電気施設、学校、福祉施設、図書館、美術館、教会、病院、百貨店、ホテル、共同住宅、ごみ処理施設等の建設工事（個人住宅を除くほとんどの施設が対象） ※3 建築一式工事は8,000万円以上に読み替える。											
別添4-3～4-4 〔略〕						別添4-3～4-4 〔略〕					
別紙6						別紙6					
その他必要な資格等の設定基準						その他必要な資格等の設定基準					
1 一般建設業許可と特定建設業許可の区分 一般建設業許可業者に発注した場合、建設業法に抵触する下請が行われる可能性が高いと推察される下限の金額（目安）を設計額1億円とし、設計額1億円以上の工事は、特定建設業許可を有していることを条件とする（配置予定技術者の資格として監理技術者資格を求めない場合を除く。）。 ただし、特殊設備等明らかに下請が4,500万円（建築一式工事は7,000万円）以上となる可能性が高い工事の場合は、設計額1億円未満であっても特定建設業許可を有していることを条件とすること。						1 一般建設業許可と特定建設業許可の区分 一般建設業許可業者に発注した場合、建設業法に抵触する下請が行われる可能性が高いと推察される下限の金額（目安）を設計額1億円とし、設計額1億円以上の工事は、特定建設業許可を有していることを条件とする（配置予定技術者の資格として監理技術者資格を求めない場合を除く。）。 ただし、特殊設備等明らかに下請が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上となる可能性が高い工事の場合は、設計額1億円未満であっても特定建設業許可を有していることを条件とすること。					
以下 〔略〕						以下 〔略〕					
2～3 〔略〕						2～3 〔略〕					
改正理由						1 建設業法施行令の一部改正による建設業許可等に係る金額要件の見直しを踏まえた改正 2 その他所要の整備					